

令和2年11月20日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和2年11月27日（金）
までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和2年11月11日（水）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年11月13日（金）

3 開示請求書に記載された請求内容

法務局又は地方法務局から商業登記に関する登記懈怠の通知を裁判所に出す際の事務処理手続が書いてある文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当するものとして、以下の行政文書を法務省本省では保有しています。

商業登記等事務取扱手続準則

なお、上記行政文書は、「登記六法」等市販の書籍で公開しているものと同一の内容であり、開示請求手続によらずとも閲覧等が可能です。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4に記載する行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。